

## 船舶事故調査報告書

平成26年9月18日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 庄司 邦昭  
 委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年5月11日 03時35分ごろ
発生場所	沖縄県南城市久高島南岸の浅礁 久高島灯台から真方位066° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯26°09.8′ 東経127°54.3′）
事故調査の経過	平成26年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三精福丸、8トン ON2-1017（漁船登録番号）、個人所有 11.90m（Lr）×2.58m×1.05m、FRP ディーゼル機関、88.26kW、昭和61年3月3日 第295-26427号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年4月14日 平成26年5月10日をもって失効していた。
死傷者等	軽傷 1人（操縦者）
損傷	全損
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り組み、沖縄県慶良間列島南方沖の慶良間堆で操業中、漁業無線により、気象情報を入手したところ、天候の悪化が予報されたので、操業を中止し、定係地である南城市海野漁港に帰ることにした。</p> <p>本船は、6Mレンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、沖縄県糸満市から南城市南方沖を約6ノットの速力で東北東進中、降雨のために周囲が見えにくくなったので、予定どおり沖縄県中城湾に進入すれば、浅礁があるので、危険だと思い、また、漁獲物もなかったので、帰りを急ぐ必要もないと思い、久高島の南東方沖で雨がやむのを待つことにした。</p> <p>本船は、平成26年5月10日23時00分ごろ、久高島の南東方沖約5Mに着き、機関を運転した状態で漂泊を始め、操縦者が、操舵室の前方斜め下にある休憩室に入ってテレビを見始めたが、いつの間</p>

	<p>にか居眠りに陥り、11日03時35分ごろ久高島南岸の浅礁に乗り揚げた。</p> <p>操縦者は、ふだん、レーダーのガードリング機能を3Mに設定していたが、本事故時、降雨のために誤作動するので、ガードリング機能を解除していた。</p> <p>操縦者は、乗り揚げた衝撃で目が覚め、操舵室の後方から海水が打ち込み、危険を感じて後部甲板に出た。</p> <p>操縦者は、携帯電話で118番通報して海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇の搭載ゴムボートに救助されて救急車に引き継がれた。</p> <p>本船は、後日、タグボートによって浅礁から引き出され、横倒し状態でえい航されて海野漁港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約14～15m/s</p> <p>海象：波向 南東、波高 約2m</p> <p>沖縄県本島中南部には、強風、大雨及び波浪注意報が発表されていた。</p>
その他の事項	<p>操縦者は、2～3時間待てば、雨がやむものと思って漂泊位置を決めた。</p> <p>操縦者は、救助される際、ウェットスーツ及び救命胴衣を着用した。</p> <p>操縦者は、顎及び左手親指の裂傷、歯の折損等と診断されたが、入院せず、どこにぶつけたか思い当たらなかった。</p> <p>操縦者は、約1週間の操業予定の4日目に本事故が発生したこと、及び出港前に休息がとれていたため、疲れは感じていなかった。</p> <p>本船は、船首を北北西方に向けて乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.3mであった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	<p>本船は、強風注意報が発表されていた状況下、久高島南東方沖で漂泊中、操縦者が居眠りに陥ったことから、南東の風に圧流されて久高島南岸の浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、久高島南東方沖で漂泊中、操縦者が居眠りに陥ったため、南東の風に圧流されて久高島南岸の浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨による影響を少なくするためのレーダーの調整を行い、ガードリング機能を使用すること。</li> </ul>